

放課後の子どもたちの居場所づくり事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

地域の人たちの参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして実施する。

2 市内各地域での主な実施状況

地域等	活動日等	活動場所等	主な活動等
水窪	火・金(放課後から午後5時くらい)	水窪高齢者交流センター	宿題(書き取り、ドリルなど)、お絵かき、読書、折紙、工作など
ゆう・おおひとみ	平日(午後1時から午後5時)	ゆう・おおひとみコミュニティセンター	ボランティア2名(交代で活動)学習やゲームなど
天童・上阿多古	火・金(放課後から午後5時くらい)	清流荘・上阿多古小運動場他	小学校のグラウンドや、自然の遊び場「さくらの丘」での遊びが通常の活動。お話し会(地域の民話・伝説・伝統行事について)、おやつ作り。
その他各地区	不定期	各公民館等	折紙・工作の活動、季節の遊び、農業体験、自然体験、子ども講座等

3 事業の概念図

資料1のとおり

4 事業の内容

次の区分により実施する。

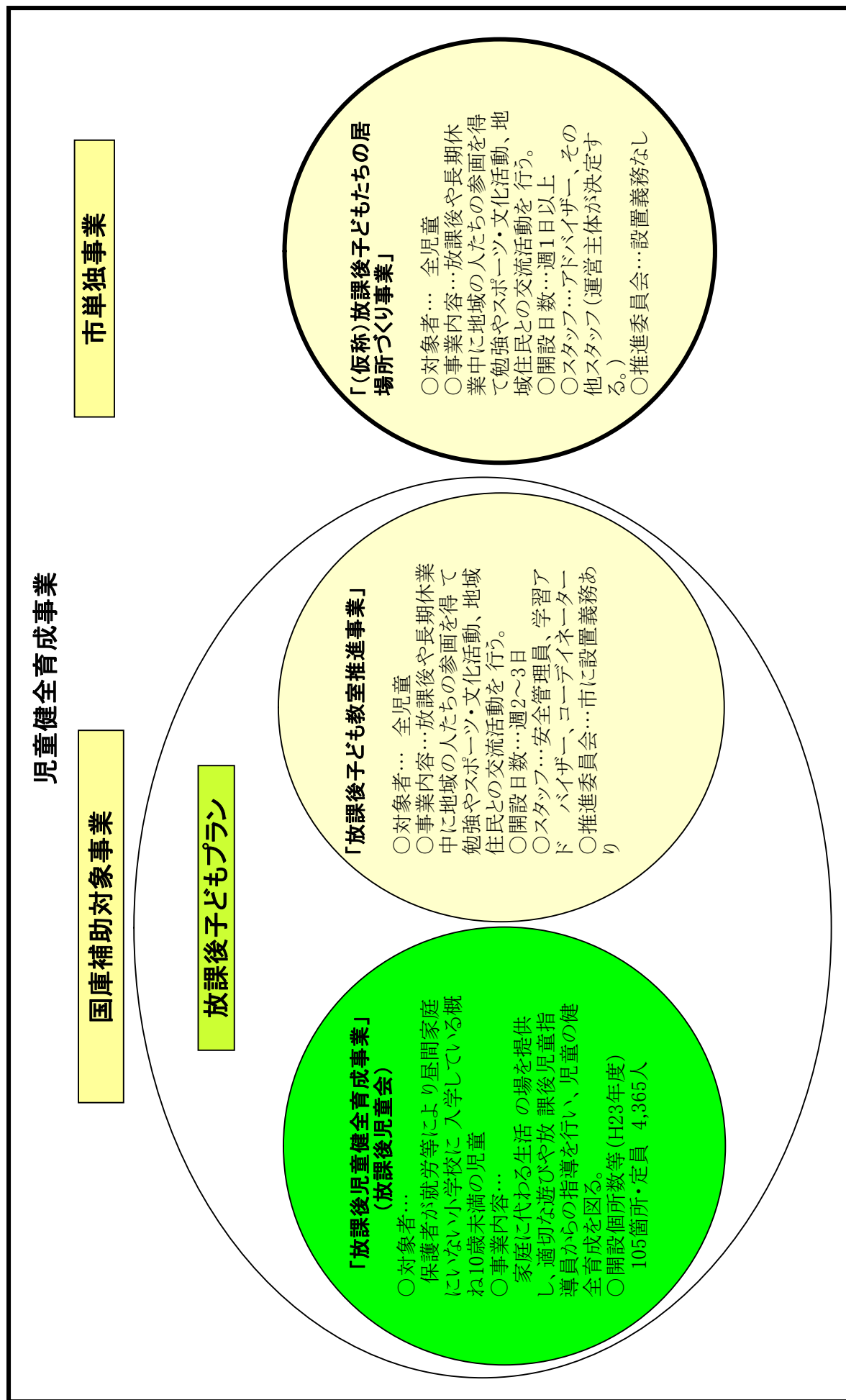
事業名	(仮称)放課後子どもたちの居場所づくり事業		放課後子ども教室推進事業
事業区分	市単独事業		国庫補助対象事業
対象地域	市内全地域		中山間地域等
対象者	全児童		
運営団体	地域組織団体等		NPO法人等
事業内容	開設日数	週1日以上	週2～3日
	開設時間	「放課後子ども教室推進事業」を基準として、運営団体が決定する。	平日 14:00～17:00(3時間) 長期休業 9:00～17:00(8時間)
	推進委員会	無	有
	スタッフ等	運営スタッフの配置等は、「放課後子ども教室推進事業」を基準として、決定する。	安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターの配置等は地域の実情に応じて決定する。
	開催場所	運営団体が決定する。(安心、安全な居場所の確保をする。)	
試行実施時期等	平成25年1月頃から各1箇所		

【協議要旨】

- ◆ 対象地域や事業内容については、地域の実情に合わせた自由度のあるものとし全学年の児童を対象とした居場所づくりについて検討する。

「放課後の子どもたちの居場所づくり事業」について

○「放課後子どもプラン」「(仮称)放課後子どもたちの居場所作り事業」との関係概念図



発達障がいのある子どもの支援体制整備（人材育成）について

こども家庭部子育て支援課
保育課

1 目的

発達障がいのある子どもに携わる保育所職員に対し、現在実施している基礎的な研修に加え、基幹的役割を果たす職員を育成する研修を実施することにより、子どもが持つ力を最大限発揮させると共に、職員の研修体制の充実を図る。

2 事業の概要

(1)基礎研修

(2)職員研修の体系化

- ・ 基幹的職員研修を実施し、修了書を発行
(基幹的職員を毎年22名育成)
- ・ 発達相談支援センターによる継続した巡回指導を実施

	基幹的職員研修
研修内容	・ 発達障がいのある子ども及びその保護者への対応、関係機関・地域との連携、コーディネート機能、他の職員への助言や指導ができる知識と技術習得研修、事例検討 など ・ 翌年から2~3回/年のフォローアップ研修

(3)公立保育所（22園）での人材育成

各園の職員を基幹的職員として育成することで、発達障がいのある子どもたちの支援体制を整える。(基幹的職員の指導により、他の職員の育成やモチベーションの向上が図られる。)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成28年度以降、隔年毎
育成人数	22名	22名	22名	22名

3年間で各園3名の基幹的職員を育成し、全保育所に配置。その後、休・退職や人事異動を考慮し、隔年毎に22名の育成をしていく。

3 課題

- ・ すべての幼稚園・保育園において、発達障がいのある子どもに携わることができる職員の育成

【協議要旨】

- ◆ 基幹的職員の人材育成を進める。
- ◆ 公立保育所だけでなく、私立保育所や公立・私立幼稚園とも連携して研修体制を検討する。